

千葉県点字即時情報等ネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日常生活上必要な情報が不足する視覚障害者等に対して、社会福祉法人日本盲人会連合から提供される新聞等による最新の点字情報及び音声情報を、迅速に提供することにより、社会参加の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 事業を利用することができる者は、本市に住所を有する障害者とする。ただし、点字情報の配付対象者は身体障害者手帳視覚障害1級又は2級該当者とする。

(実施方法)

第3条 事業の実施については、福祉団体等（以下「事業実施者」という。）に委託して行うことができる。

2 事業実施者は、厚生労働省が委託する社会福祉法人日本盲人会連合から送られてくる点字情報及び音声情報を次の方法により障害者に提供する。

(1) 点字情報については、点訳化された情報を受け取り、電子磁気媒体に記憶させ点字プリンターで出力して、市内の配付希望者に週5回郵送又は閲覧により情報を提供するものとする。

(2) 音声情報については、電話により随時情報を提供するものとする。

(実施の手続き)

第4条 この事業を希望する者は、直接、事業実施者へ申し込むものとする。

2 前項の規定による申し込みを受けた事業実施者は、千葉県点字即時情報等ネットワーク事業受付簿（様式第1号）に記入し、情報提供を開始するものとする。

(費用負担)

第5条 この事業に係る費用は、これを徴収しない。

(監督責任)

第6条 市長は、事業実施者に対し、該当事業が適切かつ効果的に行われるよう指導、監督を行うものとする。

(実績報告)

第7条 事業実施者は、年度終了後、当該年度に係る千葉県点字即時情報等ネットワーク事業実績報告書（様式第2号）を作成し、翌年度の4月20日までに市長に提出するものとする。

(書類の整備)

第8条 事業実施者は、事業の実施状況を記録した千葉県点字即時情報等ネットワーク事業実績台帳（様式第3号）を整備するものとする。

(関係機関との連携等)

第9条 事業実施者は、この事業の実施にあたって、関係機関等及び障害者団体と連携、調整を十分に行い、事業の円滑な実施に努めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。